昭和34年度決算を認定

第４回定例町議会

一般会計追加予算―五百七十三万円

沪過装置を新設―上水道追加予算

第四回定例町議会は、十二月十九日午前九時三十分から役場会議室で本会議を開き、提出議案十件の理事者説明があり、質疑を終って各議案を関係の常任委員会に付託して散会した。

付託議案を審査する委員会は、二十日に文教消防、二十一日に事業と社会厚生、二十二日に財政の各委員会が開かれた。

会期最終の二十三日は午前十時から本会議を開き、慎重審議の結果原案どおり可決承認があった。

昭和三十五年度向日町一般会計才入才出第三回追加予算

追加予算総額は、五百七十三万七千六百円で、才出の内訳は

▽役場費―文具消耗品、来客、職員の食糧費、計算機、タイプライター活字セット、交際費、職員三名の退職一時金など六十七万六千円である。

▽土木費―向陽保健所前(大原野街道の舗道新設工事の負担金追加二十八万八千円。町道野辺坂西山学園前より梅ノ木まで約三百メートルの簡易舗装工事費五十九万七千円。

(西山学園前より杉山建設前までの工事費(六十二万円)は第二回追加予算に計上ずみ)

▽教育費―向陽校講堂西側にできた水泳プールの浄水装置機械照明用電気設備などプール関係の費用百九十五万円。

▽保健衛生費―小児マヒの予防接種費が二十四万一千六百円。

▽産業経済費―洛西土地改良排水分区事業の補助金として、森本、鶏冠井地区排水幹線水路工事へ百八十八万五千円。

▽諸支出金―自治振興費十万円を追加。

これらの財源としては、町税収入二百八十八万八千九百円、繰越金二百四万円、国庫支出金など特定財源、その他八十万八千七百円―計五百七十三万七千六百円でまかなう。

◎昭和三十五年度一般会計予算総額は、六千七百九十八万九千五百円になりました。

昭和三十五年度向日町特別会計第一上水道事業第二回才入才出追加予算

急速沪過装置新設工事費五十万円を計上。

昭和三十五年度向日町特別会計第二上水道事業第二回才入才出追加予算

急速沪過装置新設工事費など二百三十八万円である。(急速沪過装置は第一上水道予算計上の五十万円を合わせた。二百七十万で工事をする。)

昭和三十四年度向日町一般会計才入才出決算の認定

決算の中で、不用額五百十五万一千五百七十六円を生じた主な理由は▽土木費▽百十四万七千三百二十四円は、鶏冠井地区排水路工事費に充てたものが工事延期となったため▽教育費▽八十五万七千四百六十二円は、乙訓中学校舎増築負担金に充てたものが工事の着工が遅れたため▽財産費▽七十五万二千五十六円は、住宅造成費に計上したものが、事業完成の遅延により、不用額として現われたもの。

昭和三十四年度向日町特別会計第一上水道事業才入才出決算の認定

昭和三十四年度向日町特別会計第二上水道事業才入才出決算の認定

昭和三十四年度向日町特別会計授産所事業才入才出の決算

以上の決算は別表のとおり。

財産処分について

第三回定例会で寺戸よりの寄附申し出を可決した。大字寺戸小字芝山二の二の土地(山林六反二畝二八歩)を、岩井与蔵ほか五人に有償で譲渡することを決めた。

寄附受納について

寺戸区有財産である左記の物件を寄附する申し出があり受納を決めた。

大字寺戸小字向畑五一の一部　原野　三畝一六歩

大字寺戸小字芝山一の一　山林　三畝　三歩

町道路敷廃止並びに廃止町道路敷払い下げ処分の承認について

大字物集女小字坂本地内で不必要になった町道路敷を隣地所有者に有償で譲渡することを決めた。

昭和34年度決算の概要

＜一般会計＞

歳入の部	
歳入予算額	59,969,400円
歳入決算額	64,004,140円
歳出の部	
歳出予算額	59,969,400円
歳出決算額	54,097,824円
歳入歳出差引残額	
翌年度へ繰越	9,906,316円

＜第一上水道事業＞

歳入の部	
歳入予算額	1,674,100円
歳入決算額	2,343,211円
歳出の部	
歳出予算額	1,674,100円
歳出決算額	1,506,024円
歳入歳出差引残額	
翌年度へ繰越	837,187円

＜第二上水道事業＞

歳入の部	
歳入予算額	26,898,900円
歳入決算額	29,184,374円
歳出の部	
歳出予算額	26,898,900円
歳出決算額	26,125,216円
歳入歳出差引残額	
翌年度へ繰越	3,059,158円

＜授産所事業＞

歳入の部	
歳入予算額	1,693,800円
歳入決算額	1,527,709円
歳出の部	
歳出予算額	1,693,800円
歳出決算額	1,522,936円
歳入歳出差引残額	
翌年度へ繰越	4,773円

より良く改正される

拠出制国民年金

もっ、ご存知かと思いますが、国民年金法が改正され、反対理由となっていた次の点が改められます。

(かけ捨ての心配には) 保険料を納めても、六十五才までに死亡してしまうと、保険料が掛け捨てにならないかという疑問には、

【死亡一時金】

死亡一時金は保険料を納めた期間が三年以上ある被保険者で、その者が、すでに老令年金、母子年金または障害年金を受けていない場合に、別表のような一時金を遺族に支給するというものです。

(六十五才からでは遅すぎる)

老令年金の支給開始年令が六十五才では遅すぎるのではないかということについては。

【老令年金のくりあげ減額支給】

老令年金を受けられる資格が出来たものが、六十才から六十五才までの希望の時期に、年金を受けたいときには、一定の金額を減じて支給されます。

【障害年金・母子年金及び遺児年金についても】

今までは、最低三年以上保険料を納めなければ、福祉年金の方しか受けられませんでしたが。昭和三十六年四月一日から昭和三十九年四月三十日までの間に障害者になったり、夫が死亡した場合にでも、最初から一年以上引きつづいて保険料を納めておれば、年金が受けられるようになりました。

以上が改正された点です。

このほか、国民年金に入っておられる方が会社に入られて、厚生年金の被保険者になられても、またその反対に、退社されて国民年金に加入されても、その両方の期間が合算されて年金が受けられるという、各種年金の通算調整もできます。

保険料納付ずみ期間		金　額
3年以上	5年未満	5,000円
5年以上	10年未満	7,000円
10年以上	15年未満	14,000円
15年以上	20年未満	21,000円
20年以上	25年未満	28,000円
25年以上	30年未満	36,000円
30年以上	35年未満	44,000円
35年以上		52,000円

インフレはもとより、生活水準の向上に応じて、年金額が引きあげられますし、納められた掛金も国民全体の福祉のために使われる予定になっています。

こうなれば、老令者となっても老令年金が受けられないし、途中で身体障害者になっても、母子家庭になっても、遺児が残っても、年金が受けられないことになります

特に注意しなければならないことは、福祉年金を受けるためにも国民年金に加入していなければならないことです。（ただし50才以上の方を除く）

また、四月から、各年金制度の通算ができることは先にのべましたが、国民年金の手続きをしなかったため、他の年金制度で受けられるはずの年金まで受けられないこともおこります。

くわしい、ことをお知りになりたい方、疑問のある方は厚生課でお答えします。

加入の届出をすませましょう

拠出制国民年金

以上のように、法も改正され、疑問もとけたことと思います。

★加入しなければならない人はもちろん、加入希望の方も、厚生課に印鑑を持って来て下さい。

★特に五十才以上五十五才未満の方で入る希望の方は三月三十一日までに申し込まないと、加入出来ません。

届出をしないでいると、国民年金手帳が交付されないし保険料を納めて下さいという通知もできません。

もし申請すれば保険料を免除される状態にあっても、免除の取扱いもできません。

昭和34年度　一般会計歳入歳出決算

歳入の部

款別	予算現額	調定額	収入額	収入未済額
町税	44,358,700	53,380,239	48,612,712	4,767,527
地方交付税	500,000	500,000	500,000	—
公営企業及び財産収入	1,349,000	1,479,952	1,479,952	—
分担金・負担金	341,000	373,665	363,390	10,275
使用料及び手数料	342,100	457,275	457,275	—
国庫支出金	1,929,300	1,910,476	1,910,476	—
府支出金	694,500	688,669	688,669	—
寄付金	1,767,800	1,123,890	1,123,890	—
繰越金	8,235,200	8,235,241	8,235,241	—
雑収入	451,800	632,535	632,535	—
歳入合計	59,969,400	68,781,942	64,004,140	4,777,802

歳出の部

款別	予算現額	支出済額	不用額
議会費	3,025,200	2,981,736	43,464
役場費	15,564,870	15,399,822	165,048
消防費	4,162,112	4,151,546 (翌年度繰越 720,000)	10,566
土木費	8,514,800	6,647,476	1,147,324
教育費	12,248,766	11,391,304	857,462
社会及び労働施設費	1,734,600	1,559,819	174,781
保健衛生費	2,162,285	1,773,379	388,906
産業経済費	3,237,200	2,826,703	410,497
財産費	4,122,711	3,081,304	1,041,407
統計調査費	131,500	97,818	33,682
選挙費	1,264,300	1,211,084	53,216
公債費	2,077,200	1,325,144	752,056
諸支出金	1,697,900	1,650,689	47,211
予備費	25,956	—	25,956
		(翌年度繰越 720,000)	
歳出合計	59,960,400	54,097,824	5,151,576

昭昭34年度　特別会計第１上水道事業歳入歳出決算

歳入の部

款別	予算現額	調定額	収入額	収入未済額
使用料及び手数料	1,255,800	1,399,874	1,396,660	3,214
繰越金	347,300	718,486	718,486	—
雑収入	71,000	228,065	228,065	—
歳入合計	1,674,100	2,346,425	2,343,211	3,214

歳出の部

款別	予算現額	支出済額	不用額
上水道費	1,469,100	1,306,024	163,076
財産費	200,000	200,000	—
予備費	5,000	—	5,0[illegible]
歳出合計	1,674,100	1,506,024	168,076

昭和34年度　特別会計第２上水道事業歳入歳出決算

歳入の部

款別	予算現額	調定額	収入額	収入未済額
使用料及び手数料	7,071,200	8,125,375	8,052,630	72,745
繰越金	3,416,700	3,416,764	3,416,764	—
雑収入	1,411,000	2,678,875	2,668,980	9,895
町債	15,000,000	15,000,000	15,000,000	—
寄附金	—	46,000	46,000	—
歳入合計	26,898,900	29,267,014	29,184,374	82,640

歳出の部

款別	予算現額	支出済額	不用額
上水道費	6,296,300	5,762,712	533,588
公債費	1,595,200	1,364,354	230,846
上水道布設工事費	19,000,000	18,998,150	1,850
予備費	7,400	—	7,400
歳出合計	26,898,900	26,125,216	773,684

昭和34年度　特別会計授産所事業歳入歳出決算

歳入の部

款別	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
製品収入	1,479,600	1,287,068	1,287,068	—
雑収入	29,200	51,585	51,585	—
繰入金	185,000	185,000	185,000	—
繰越金	—	4,056	4,056	—
歳入合計	1,693,800	1,527,709	1,527,709	—

歳出の部

款別	予算現額	支出済額	不用額
役場費	1,683,800	1,522,936	160,864
予備費	10,000	—	10,000
歳出合計	1,693,800	1,522,936	170,864

広報 向日町

発行所
京都府乙訓郡向日町
大字向日小字南山３
電話向日町18・218・658番
編集
向日町役場総務課

調査にご協力を

工業統計調査

提出期日　一月二十五日まで

＜総務課統計係＞